

# 子育て支援総合窓口事業

—No.35 幸手市—

## 【事業の内容】

幸手市では、子育て日本一のまちづくりを進めるため、子育てに関する様々な施策や事業に取り組んでいます。その一つとして、「子育て総合窓口」を開設します。この事業は、助産師資格を持つ「母子保健コーディネーター」及び保育士資格を持つ「保育コンシェルジュ」を、一つの窓口で専任でそれぞれ1名配置し実施します。

母子保健コーディネーターについては、母子手帳の交付時に全ての妊婦に対し面談を行い、支援の必要な方には、妊娠、出産、育児に関する「支援プラン」を作成します。個別ニーズを把握した上で、必要な母子保健に関するサービスを円滑に利用できるよう相談・支援を行います。保育コンシェルジュについては、保育所等や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の提供・相談、利用支援を行います。いずれも、子育て支援に関する情報提供及び相談・助言等を行うとともに、連携して速やかに関係機関等との連絡調整を図るなど、きめ細かな支援を実施します。

なお、窓口の場所は、妊娠から就学前までの子育てに関する相談支援を、より実効性の高い事業とするため、健康福祉部門がある「幸手市保健福祉総合センター（ウェルス幸手）」に専用スペースを設けます。

## 【事業年度】

平成 28 年度～

## 【予算額(千円)】

620千円（平成 27 年度）※平成 28 年 3 月補正予算にて対応  
12,876千円（平成 28 年度当初予算）

## 【財源】

特定財源（子ども・子育て支援交付金（国・県））、一般財源（市）

## 【事業実施に至った背景・経緯】

平成 27 年 4 月、子ども・子育て支援法が本格施行となり、同法では、市町村の責務の一つとして、「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」が掲げられていました。これを受けて、市町村には、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられ、当市においても平成 27 年 3 月に同事業計画を策定しました。

この事業計画の中で、取り組むべき事業の一つとして、地域子ども・子育て支援事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に位置付けられている当該事業を、母子保健サービスも含めて実施することになりました。

## 【事業のPRポイント】

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたる相談や支援がワンストップの窓口で受けられます。
- ◆ 妊娠・出産・子育てに関する手続き等（母子手帳の発行、予防接種、保育所等申請、児童手当、子ども医療費登録など）を行います。
- ◆ 子育ての情報発信の場として、子育てに関する施設の紹介（保育所、幼稚園、子育て支援拠点、公園等）や乳幼児の健康に関する施策の紹介等を行います。
- ◆ 養育や子育て支援全般のコーディネートを専門員が行い、継続支援の必要な人にはニーズに合ったプランを作成し支援していきます。

## 【今後の展開】

子育てに関する切れ目のない総合相談窓口を設置することにより、妊娠・出産・子育てに関する様々なサービスを集約し、市民の方がより気軽にご相談いただける体制を整え、「子育て日本一のまちづくり」を推進していきます。

### 〔 連絡先 〕

子育て支援課	保育担当	0480(42)8454
健康増進課	母子保健担当	0480(42)8421